

平成30年度事業報告

平成30年度の事業運営については、初年度に引き続き主要業務である巡回指導を中心に運転者の指導教育や過労運転の防止、適正運賃の收受など貸切バス事業者が遵守すべき事項が徹底されるよう積極的に取り組んできた。

巡回指導の対象営業所の総数は年度当初は428営業所であったが、平成31年2月1日現在では13営業所が休廃止しており昨年度から減少傾向となっている。要因として需要の減少に加えて事業許可の更新制度や当センターの巡回指導が影響しているものと思われる。

巡回の実施件数は初年度の90カ所から目標を100カ所増やして190カ所の営業所を巡回し、それともなって委託指導員を11名から18名に増員し指導員体制の強化を図った。なお、7月豪雨により巡回の日程調整を余儀なくされたが、目標の数字は達成することができた。

巡回指導の実施にあたっては、当センターと委託指導員間で常時連絡を図るとともに、運輸局・各県運輸支局とも個々の営業所の情報を共有するために連携を図った。

各営業所の指導評価は、前年度と同様に規定類の不備や帳票類の記載漏れなどが多くみられたが、運輸局への速報事案は皆無であった。

事業者負担金については、年度途中で事業を廃止した2社が未納(41,480円)となっているが、ほぼ100%の納付率となっている。

貸切バス事業に関する秩序や利用者への広報については、ホームページにより随時内容の整備を行ってきたが、更に充実させていく必要がある。

なお、センター発足の契機となった軽井沢スキーツアーバス事故の起きた1月15日にNHKで放映された「クローズアップ現代プラス」への取材協力を行った。

指導状況、指導体制等の具体的な報告事項は次のとおりである。

1 巡回指導状況

(1) 巡回指導実施件数

	広島	鳥取	島根	岡山	山口	計
対象数	167	27	56	107	71	428
計画数	76	12	24	44	34	190
実施数	76	12	24	45	33	190

(2) 審査項目の評価

46 審査項目のうち指摘の割合が多い 10 項目(190 営業所中)

1 運行管理規程の制定	64 営業所	33.7%
2 乗務員台帳の作成・保存	49	25.8
3 点呼の実施・記録・保存	45	23.7
4 乗務員の服務規程の制定	40	21.1
5 運転者に対する指導教育	37	19.5
6 運送引受書の作成・保存・交付	33	17.4
6 特定運転者の特別指導教育 ※	33	17.4
8 整備管理規程の制定	31	16.3
8 運行指示書の作成・指示・携行・保存	31	16.3
10 乗務記録の作成・保存	10	13.2

※ 特定運転者：事故惹起者・初任運転者・高齢運転者

- ・規定類の指摘事項は、規則改正等に伴う修正がなされていないものが多数である
- ・帳票類については、記載項目の不足や記載漏れが多数見受けられた

2 巡回指導体制の強化及び指導員研修

巡回指導開始時の指導員は正職員2名の他、委託指導員11名の計13名体制で発足したが、その後随時増員を行い年度末現在では広島6名、鳥取2名、島根3名、岡山4名、山口3名の計20名体制となった。

指導員に対しては当センター主催の指導員会議を開催してスキルアップを図るとともに、巡回指導にあつては、各県指導員と運輸支局において随時打合せを行い実施しているところである。

(1) 中国運輸局・運輸支局との打合せ会議

日時	会議名	議題等
平成 30 年 4 月 10 日	運輸局との第1回打合せ会議	巡回指導及びシステムの運用について
平成 30 年 4 月 23 日	広島運輸支局との第1回打合せ会議	巡回指導計画について
平成 31 年 2 月 8 日	運輸局との第2回打合せ会議	全国適正化実施機関連絡会議について

(2) 指導員研修及び指導員会議

日時	会議名	議題等
平成 30 年 7 月 31 日	第1回指導員連絡会議	法令改正、巡回指導業務について

(3) 各適正化センターとの連絡会議等

日時	会議名	備考
平成30年11月9日	中部・近畿・中国適正化センター意見交換会議	センターの現状説明と意見交換
平成31年1月24～25日	全国貸切バス適正化機関連絡会議	体制整備・負担金・巡回指導について

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

一般社団法人中国貸切バス適正化センター